平成２９年（フ）第１号
岩手県宮古市南町11番７号　いづみ荘１号室、旧住所岐阜県岐阜市長良城西町１丁目35番地　カーサ・ピノ203号室
破産者　畑崎　　良
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第６３３号
宮城県黒川郡富谷町明石字上折元88番地53
破産者　和氣　聡士
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７３３号
仙台市太白区袋原４丁目10番８号　ふじアパート203、開始決定時の住所仙台市若林区沖野２丁目９番40―601号
破産者　今野　芳輝
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
仙台市泉区将監３丁目12番11号
破産者　三浦　秀樹
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
東京都町田市相原町4407番地１　ヴィーナスヴィラ204、開始決定時の住所相模原市中央区田名塩田３丁目28番７号
破産者　藤田　謹也
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６３６号
大阪府吹田市円山町31番16号
破産者　鎌田　正昭
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３９６号
大阪府豊中市螢池北町２丁目５番10―101号
破産者　藤本　茂子
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４８５号
大阪府大阪市淀川区加島１―36―23、前住所神戸市東灘区御影塚町１丁目３番26号　那古の浦パークハイツ　50Ｂ（開始決定時の住所神戸市東灘区御影本町１丁目８番19号）
破産者　青木　孝司
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４０号
堺市北区新金岡町５丁４番223号　ベルジュール新金岡305号、開始決定時堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁８番６―３号
破産者　髙橋　　進
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０９号
大阪府枚方市牧野阪１丁目16―15―22　牧野ＫＢハイツ202、開始決定時大阪府寝屋川市中神田町３番５号
破産者　堀ノ内末夫
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１１０号
大阪市住之江区西住之江１丁目３番２―807号
破産者　上林　誠三
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４７１号
大阪府東大阪市旭町４番８号　メゾンこまどり　105号
破産者　伊藤　仁視
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９６号
大阪府守口市大枝西町16番３号
破産者　上田三共社こと　上田　英治
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９号
大阪府東大阪市長堂２丁目６番７号
破産者　佐藤　治司
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３３号
大阪市都島区毛馬町５丁目10番９号　205号、開始決定時大阪市東成区神路３丁目７番22号　レアレア今里32番館　410号
破産者　野々口　誠
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０号
兵庫県伊丹市南野北２丁目１番２号、前住所兵庫県伊丹市南野５丁目６番３号
破産者　ＬＵＣＫＹ　ＤＥＮＴＡＬ　ＳＴＡＴＩＯＮこと　河越　貴登
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係